

## 旭川河畔(西中島町)賑わい創出事業 評価基準表

審査項目	配点	審査基準	得点
企画内容	30	本事業の主旨を理解し、市民や観光客にとって、旧城下町エリアの賑わい創出や回遊性の向上に資する提案となっているか	
		西中島町周辺の立地特性を活かしたコンセプトとなっているか	
取組内容	50	提案された取組内容は市民や観光客の誰もが憩い、楽しむことができる魅力的なものとなっているか	
		騒音、煙、匂い等に係る近隣住民への配慮や、ゴミ処理等の環境美化対策など周辺環境への配慮は適切か	
		賑わい創出のための情報発信及び広報・宣伝活動は効果が期待できるか	
		スケジュールや取組内容等の運営計画に無理はないか	
運営力・リスクマネジメント	10	提案した取組を円滑かつ確実に遂行できる運営体制であるか また、事故や災害発生時の緊急対応策や利用者に対する安全対策などが適切か	
経済性	10	収支計画に妥当性があり、安定的な運営が可能であるか	
合計			

- 評点基準 (1) 評価項目、評価基準及び配点は上記表のとおり  
(2) 基準点は60点とし、評価委員の採点が平均60点未満の提案は特定しない